資料３

方法書・準備書・評価書及び事後調査の手続の改正

方法書における説明会の開催の義務化

方法書の趣旨

環境影響評価の調査方法等に関する情報を提供し，環境保全の見地からの意見を求める

現状・課題

・説明会の開催は，方法書段階では義務づけていない
・方法書は，制度制定時の想定と比べて，図書紙数の分量が多く，内容も専門的であるため，限られた期間内に市民等の理解が得られにくい

検討の方向性（案）

☆方法書の要約図書の作成及び方法書段階での説明会の開催を事業者に義務づける

効果

方法書についての理解が深まり，市民等とのコミュニケーションを充実させることができ，市民等からの意見の提出件数が増加する

電子縦覧の義務化

縦覧の趣旨

環境保全の見地からの意見を求める

現状・課題

・環境影響評価図書の電子縦覧を義務づけていない
・社会的情勢としてインターネット等による電子化が進められている
・環境保全の見地から意見を有する者は，居住する地域に関係なく意見を提出できることとなっているが，図書を縦覧するためには，縦覧場所まで行く必要があり，さらに，限られた期間内に膨大な量の図書を縦覧することとなり，縦覧する者の負担となっている

検討の方向性（案）

☆図書の電子縦覧を事業者に義務づける

効果

図書の縦覧者数及び市民等からの意見の提出件数が増加する

事後調査報告書の公表の義務化

事後調査の趣旨

環境影響評価後の環境配慮を図る

現状・課題

・環境保全措置の実施状況や事後調査の結果について，事後調査報告書の作成及び当該報告書の市長への提出を義務づけているが，公表については義務づけていない
・市民等が確認できるための仕組みがない

検討の方向性（案）

☆事後調査報告書の公表を事業者に義務づける

効果

環境影響評価後の環境配慮について，市民等からの信頼性，透明性及び客観性を向上させることができる

方法書・準備書・評価書及び事後調査の手続の流れ
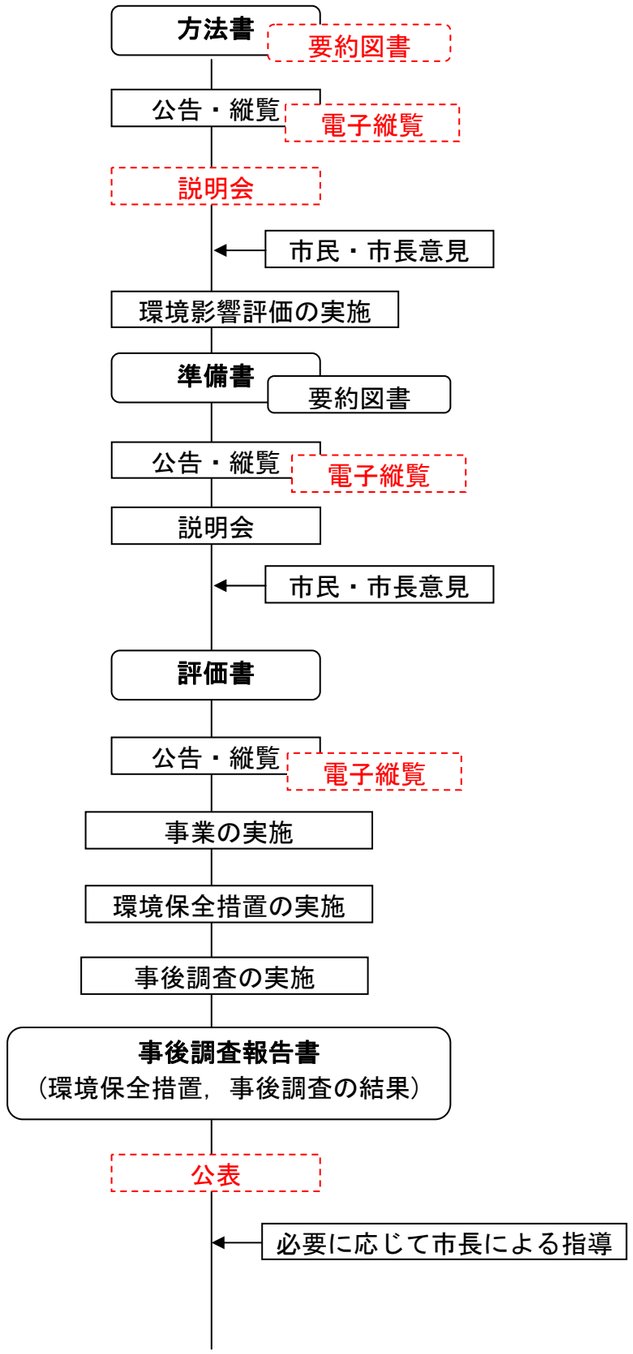
※赤字は検討事項